

## 公衆浴場の営業をお考えの方へ



- 【1】 営業施設の工事着工前に、所轄の区役所衛生課 環境衛生係に施工図面を持参の上、施設基準に適合しているかご確認ください。
- 【2】 公衆浴場営業許可申請書に必要書類を添付の上、検査手数料を納付して申請してください。施設の確認検査を受けた後、営業許可書が交付され、営業を開始することができます。  
検査手数料:22,000円 (標準処理期間:16日)
- 【3】 申請に必要なもの (川崎市公衆浴場法施行細則 第2条, 第3条, 第7条, 第8条, 第9条, 第10条, 第11条, 第12条)

届出書類		内容	チェック
公衆浴場営業許可申請書(第1号様式)		必要事項を記載してください。	<input type="checkbox"/>
添付書類	公衆浴場の配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、建築物の位置、敷地の面積及び公衆浴場の面積を記入したもの。	<input type="checkbox"/>
	公衆浴場の各階平面図	縮尺、方位、浴場の出入口、脱衣室、浴室、便所、従業員休憩室等を記入したもの。	<input type="checkbox"/>
	公衆浴場の2面以上の立面図		<input type="checkbox"/>
	公衆浴場の給湯及び給排水設備等の構造を明らかにする図面		<input type="checkbox"/>
	「その他の公衆浴場」にあつては、配線図		<input type="checkbox"/>
	公衆浴場を中心として半径300m以内の見取図(縮尺、方位及び主要道路を記入したもの)	一般公衆浴場にあつては、これに条例第3条第2項に規定する最短の距離並びに図面作成者の住所及び氏名を記載したもの。	<input type="checkbox"/>
	法人の場合、定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書	登記事項証明書は令和8年3月から添付不要※ (※)届出内容の確認に必要な登記情報を、行政機関間の連携システムを利用して川崎市が確認します。	<input type="checkbox"/>
	温泉の含有物質、医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、その物質、医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を記した書類		<input type="checkbox"/>
その他市長が必要と認める書類	建築基準法に基づく確認書及び検査済書の写し	<input type="checkbox"/>	
工事完成届(第7号様式)	公衆浴場の建築工事に着手する前またはその工事が完成する前に営業の許可を受けた者は、工事が完成したときは、当該公衆浴場の使用開始前に工事完成届を提出し、当該公衆浴場の構造設備について環境衛生監視員の検査を受けなければなりません。	<input type="checkbox"/>	
営業開始届(第8号様式)	当該公衆浴場の構造設備について工事完成届の規定による検査に合格したときは、営業開始届を保健所長に提出しなければなりません。	<input type="checkbox"/>	
公衆浴場管理者設置(変更)届(第10号様式)	営業者が自ら公衆浴場の管理を行わないとき、2以上の公衆浴場を営営しているとき。	<input type="checkbox"/>	

地下水を浴用等に使用するため、掘削を行う場合は、環境局環境対策部環境保全課(044-200-2522)及び神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課(045-210-5811)にお問合せください。

【4】許可後の届出(川崎市公衆浴場法施行細則 第5条, 第6条)

手続き	届出書類	内容	添付書類等	チェック
変更等 変更又は 廃止の日 から10日以 内に届けて ください。	公衆浴場営業許可申 請書記載事項変更届 (第5号様式)	施設面積又は設備の変更	変更前及び変更後の状況を示す図面	<input type="checkbox"/>
		法人の主たる事務所の所在地、名 称又は代表者の氏名の変更の場 合	・登記事項証明書 (令和8年3月から添付不要※) ・公衆浴場営業許可書	<input type="checkbox"/>
		薬湯に変更	・薬湯の場合は、その物質又は医薬品等 の名称、成分、用法、用量及び効能を付記 してください。 ・公衆浴場営業許可書	<input type="checkbox"/>
	公衆浴場停止(廃止) 届(第6号様式)	営業の全部若しくは一部を停止 し、若しくは廃止したとき	公衆浴場営業許可書	<input type="checkbox"/>
	公衆浴場管理者設置 (変更)届 (第10号様式)	新たに管理者を置いたとき、又は 管理者を変更したとき		
地位の承継	公衆浴場営業承継届 (第4号様式)	営業の譲渡による承継  ※令和5年12月から、営業の譲渡の 場合は新規許可申請ではなく、承継 届の手続きへ変更になりました。	・営業の譲渡が行われたことを証する書類 ・【営業を譲り受けた者が法人の場合】定 款又は寄附行為の写し及び登記事項証明 書 (登記事項証明書は令和8年3月から添付 不要※) ・公衆浴場営業許可書	<input type="checkbox"/>
		法人の合併による承継	・合併後存続する法人又は合併により設 立した法人の定款又は寄附行為の写し及び 登記事項証明書 (登記事項証明書は令和8年3月から添付 不要※) ・公衆浴場営業許可書	<input type="checkbox"/>
		法人の分割による承継	・分割により営業を承継した法人の定款又 は寄附行為の写し及び登記事項証明書 (登記事項証明書は令和8年3月から添付 不要※) ・公衆浴場営業許可書	<input type="checkbox"/>
		相続による承継	・戸籍謄本又は不動産登記規則第247条 第5項の規定により交付を受けた同条第1 項に規定する法定相続情報一覧図の写し ・公衆浴場営業許可書	<input type="checkbox"/>
		相続人が2人以上ある場合	・戸籍謄本又は不動産登記規則第247条 第5項の規定により交付を受けた同条第1 項に規定する法定相続情報一覧図の写し ・全員の同意書(相続人全員の同意により開 設者の地位を承継すべき相続人として選定さ れた者にあつてはその全員の同意書) ・公衆浴場営業許可書	<input type="checkbox"/>

(※)届出内容の確認に必要な登記情報を、行政機関間の連携システムを利用して川崎市が確認します。

## 【5】その他

- ・患者に対する入浴の拒否（公衆浴場法第4条）

営業者は伝染性の疾病にかかっている者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない。但し、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

- ・公衆衛生に害を及ぼす行為の禁止（公衆浴場法第5条）

第1項 入浴者は、公衆浴場において、浴槽内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす虞のある行為をしてはならない。

第2項 営業者又は公衆浴場の管理者は、前項の行為をする者に対して、その行為を制止しなければならない。

- ・許可後は、市ホームページに営業施設名称、営業施設所在地、営業者氏名、営業者所在地（法人のみ）、許可年月日、許可番号、営業所面積及び営業所電話番号等をオープンデータとして掲載します。

## 【6】問合せ先

名 称	電話番号	ファックス番号
川崎区役所衛生課	044-201-3222	044-201-3291
幸区役所衛生課	044-556-6681	044-556-6659
中原区役所衛生課	044-744-3271	044-744-3342
高津区役所衛生課	044-861-3322	044-861-3308
宮前区役所衛生課	044-856-3270	044-856-3274
多摩区役所衛生課	044-935-3306	044-935-3394
麻生区役所衛生課	044-965-5164	044-965-5204

※開庁時間は8:30～12:00、13:00～17:00です。 土・日曜日、祝祭日、年末年始は閉庁です。

令和8年2月作成